

静岡県告示第221号

静岡県手数料徴収条例（平成12年静岡県条例第25号）別表424の10の項、424の11の項及び424の12の項の知事が定める機関を次のように定める。

平成29年3月28日

静岡県知事 川勝平太

申請の区分	知事が定める機関
非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物（複合建築物（非住宅部分及び住宅部分（同項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）を有する建築物をいう。以下同じ。）を除く。）に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関
住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）に係る申請	登録住宅性能評価機関
複合建築物に係る申請	登録建築物エネルギー消費性能判定機関かつ登録住宅性能評価機関

（注）1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。

（注）2 登録住宅性能評価機関とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

附 則

- この告示は、平成29年4月1日から施行する。
- 建築物省エネ法に基づく指定機関の指定（平成28年静岡県告示第393号）は、平成29年3月31日限り廃止する。